

15監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成15年1月30日

福岡市監査委員 福 田 康 男
同 同 大 石 宏 司
同 同 高 橋 野 和
同 同 上 野 寛

[監査結果に対する措置通知文]

総人第1453号
平成15年1月7日

福岡市監査委員 福 田 康 男 様
同 同 大 石 宏 司 様
同 同 高 橋 野 和 寛 様

福岡市長 山 崎 広太郎

定期監査結果に対する措置について

地方自治法第199条第12項の規定により監査結果について措置を講じたので、下記のとおり通知します。

平成14年5月2日報告分(福岡市公報平成14年5月2日第4972号(別冊)公表分)

(事務監査)

(2) 市長室

【指摘事項】

ア 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

契約を締結するに当たっては、あらかじめ予定価格と見積価格を対照して契約価格の適否を検討したうえで、契約の目的、契約金額及び履行期間等に関する事項を記載した契約書を作成しなければならない。また、契約の履行確認は契約書等の関係書類に基づき行わなければならないが、平成13年度「市民の声(福岡市広聴事業)ホームページ管理・更新に関する業務委託」において、契約書を作成しないまま業務を履行させ、業務完了後に見積書を徴し、契約価格を決定していた。

今後、委託契約事務については、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うよう、十分注意されたい。

(広聴課)

【講じた措置】

委託契約事務については、適正な事務処理の徹底を図るため、関係法令等に基づき、業務着手前に契約を完了させるよう各職員へ厳重注意を行った。

(3) 保健福祉局

【指摘事項】

ア 補助金について適正な事務処理及び交付先への指導を求めるもの。

平成12年度「福岡市精神障害者社会復帰施設運営費補助金」について、次のような事例が認められた。適正な事務処理を行なうとともに、補助金の交付先に対し適切な指導を行われたい。

(ア) 補助金の額の確定に当たっては、福岡市補助金交付規則等の規定に基づき、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認しなければならない。しかしながら、事業実績報告書で報告された経費について、補助の対象経費であるかどうかの調査確認を十分に行っていないものがあった。

(イ) 補助金の交付先の平成12年度決算書において、補助金収入に未収金の計上が漏れているものや、事業実績報告書で報告された科目別歳出決算額と計数が異なっているものが一部見受けられた。所管課では、平成13年度に交付先を対象とした福岡市精神障害者社会復帰施設等指導監査を実施していたが、これらについて調査及び指導を行っていなかった。

(保健予防課)

【講じた措置】

(ア) 総勘定元帳で雑費の用途を調査し、補助対象経費について再確認を行った。

(イ) 未収金の計上漏れについて、今後は、適正な経理処理を行うよう交付先法人を指導した。また、決算書と事業実績報告書の科目別歳出決算額の相違点について、科目別歳出決算書の対照表及び固定資産管理台帳の提示を求め、整合性について確認した。

【指摘事項】

イ 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

平成12年度委託契約事務において、次のような事例が認められた。今後、委託契約事務については、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うよう、十分注意されたい。

(ア) 契約を締結するに当たっては、契約の目的、契約金額及び履行期間等に関する事項を記載した契約書を作成しなければならないが、平成12年度「福岡市家事援助サービス事業委託」外2件の委託契約において、履行開始後、数カ月を経て契約書を作成していた。

(高齢保健福祉課)

(イ) 委託契約による業務の履行は、契約書、仕様書及び設計書等に基づき行われるため、契約書等については、具体的な業務内容とともに数量について正確に記載し指示しなければならない。また、履行確認については、契約書等に基づき行わなければならないが、平成12年度「電話交換機・ポケットベル装置保守点検業務委託」において、次のような事例が認められた。

a ポケットベル子機の点検対象台数が、仕様書と受託者から提出された点検報告書で異なっていた。

b ポケットベル子機の点検について、点検未完と報告されている台数が相当数あるにも係わらず、履行確認を行っていた。

(こども病院・感染センター)

【講じた措置】

(ア) 委託契約事務については、適正な事務処理の徹底を図るため、関係法令等に基づき、業務着手前に契約を完了させるよう各職員へ厳重注意を行った。

(イ) a 子機の増設分が仕様書に反映されなかったもので、今後は、仕様書作成にあたり内容確認を徹底することとした。

b 点検日程の調整を行い徹底させることにより、点検未完がないように指導監

督を行うとともに、今後は履行確認を徹底することとした。

【指摘事項】

ウ 委託契約の結果報告に対する措置について注意を求めるもの

事務事業等の委託は、本市が直接実施するよりも他の者に委託して実施させるほうが効率的である場合に行い、受託者に対しては相当の対価を交付するものであるため、委託により得られた結果報告については、有効に活用するとともに是正を要する場合は措置する必要がある。しかしながら、平成9年度から継続して改修を要すると報告されている箇所について、措置されていないものが平成13年度「福岡市立ももち福祉プラザ自家用電気工作物保安業務委託」の点検結果報告書において認められた。

ももち福祉プラザは市民利用施設であることから、災害等を未然に防止するため早急に改修について検討するとともに、今後、委託により得られる結果報告については、十分に活用されるよう注意されたい。

(障害施設課)

【講じた措置】

ももち福祉プラザについては、自家用電気工作物保安業務委託結果に基づき、早急に改修を行った。また、今後、委託により得られる結果報告については十分に活用することとした。

(4) 農林水産局

【指摘事項】

ア 行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収について注意を求めるもの

行政財産の目的外使用に係る使用料について、納期限までに完納しない者がいる場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、督促等を行わなければならない。しかしながら、平成13年度の行政財産使用料徴収事務において、使用料の納付状況が把握されておらず、使用料の未納があるにもかかわらず、督促等の手続が行われていなかった。

今後、行政財産の目的外使用に係る使用料については、その納付状況を確実に把握するとともに、納期限までに完納しない者がいる場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(林政課)

【講じた措置】

行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収事務については、納期限内に支払いが行われているかの確に把握し、督促等の手続を取るよう所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。

【指摘事項】

イ 施設使用料等の徴収事務について注意を求めるもの

地方公共団体においては、法的根拠なしには使用料等の徴収金の猶予に伴う担保を徴することはできない。しかしながら、平成11年及び同12年において、施設使用料、共益費、空調使用料の未納分について、分割納入を認め、それを確約するものとして約束手形、及び小切手を受領していた。また、未納金の返済により返還したものを除く、全ての約束手形、及び小切手は平成13年の5月に返還されていたが、平成11年12月に受領して以来、高額の約束手形等が長期にわたり金庫で保管されていた。

今後、使用料の徴収に当たっては適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(鮮魚市場)

【講じた措置】

使用料の徴収事務については、所属での研修を開催し、関係規定を再確認するとともに、所属職員に対し、規定の遵守と適正事務の徹底を指導した。

【指摘事項】

ウ 補助金の交付決定及び確定に当たり適正な事務処理を求めるもの

補助金の交付決定に当たっては、福岡市補助金交付規則の規定に基づき、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付の決定をしなければならない。また、交付確定に当たっては、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認しなければならない。しかしながら、「広域基幹林道整備事業早良広域基幹林道推進協議会活動事業補助金」について、平成12年度補助金交付申請時の収支予算書及び事業実績報告時の収支決算書の内容が、同協議会総会で承認された収支予算案と異なっているにもかかわらず、交付決定及び確定を行っていた。

補助金の交付決定及び確定に当たっては、福岡市補助金交付規則に則り適正な事務処理をされたい。

(林政課)

【講じた措置】

「広域基幹林道整備事業早良広域基幹林道推進協議会活動事業補助金」について、福岡市補助金交付規則に則り、適正な事務処理に努めるよう所属職員に研修を行うとともに、履行確認に当たっては、関係帳票等との突合を確実にを行うよう周知徹底を図った。

【指摘事項】

エ 負担金交付先団体への指導を求めるもの

市が交付した負担金については、交付先団体において、負担金の交付目的に従って適正に使用されているか、調査確認及び指導等を行う必要がある。しかしながら、平成12年度の「青果市場事故処理委員会負担金」、「東部市場事故処理委員会負担金」及び「西部市場事故処理委員会負担金」の各交付先団体において、青果部研修会に係る経費が各市場の事故処理委員会から支出されていたが、当該経費は飲食にかかるものであり、支出の必要性が乏しいものであった。

交付先団体に対して、交付目的に沿った適正な執行を行うよう指導されたい。

(青果市場、東部市場、西部市場)

【講じた措置】

青果市場、東部市場、西部市場の事故処理委員会負担金の交付事務については、負担金交付先団体に対し、負担金の交付目的に従った適正な使用について指導を行った。

なお、平成14年度より当該負担金のうち、支出の必要性が乏しいとの指摘を受けた金額については、減額を行っている。

【指摘事項】

オ 委託契約事務について適正を期すべきもの

随意契約を行うときは、契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定される場合等を除き、2以上の者から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成12年度の「中山間地域等直接支払制度事業調査業務委託」において、他に受託可能な者があるにもかかわらず、契約の相手方を特定し、随意契約を行っていた。

今後、委託契約の見積書を徴するときは、相手方が特定される場合等を除き、

2以上の者から見積書を徴するよう十分注意されたい。

(農業政策課)

【講じた措置】

中山間地域等直接支払制度事業調査業務委託については、平成14年度から4者からの見積書を徴し随意契約を行った。また、今後は委託契約の見積書を徴するときは、相手方が特定される場合等を除き、2以上の者から見積書を徴するよう所属職員に対して厳重に注意を行った。

(5) 区役所

【共通】

【指摘事項】

ア 少額物品購入の契約事務の業者選定手続について注意を求めるもの

物品購入契約の業者選定に当たっては、福岡市指名基準、契約事務の手引き等に基づいて業者の選定を行い、原則として、物品購入の競争入札有資格者名簿(登録業者名簿)に登載された者の中から選定することとされている。しかしながら、平成12年度又は同13年度の少額物品購入の契約事務において、発注する物品の登録業種に登載されていない業者を選定し、見積を行っているものがあった。

平成12年10月から物品購入の原課契約の上限額が引き上げられたことにも留意し、今後、少額物品の購入契約に当たっては、業者の選定手続に遺漏がないよう注意されたい。

(博多区の総務課、生活環境課、博多南地域交流センター、中央区及び城南区の各生活環境課)

【講じた措置】

契約事務における業者選定にあたっては、福岡市指名基準等に基づき適正な事務を行うよう、所属職員に対し周知徹底を図った。

【指摘事項】

イ 電話加入権の管理について適正な事務処理を求めるもの

高齢者電話相談事業において、対象者に貸与していない電話加入権は、利用休止制度を利用し、その制度を利用した際に電話会社から発行される書類(以下「休止票」という)を、再利用の際に備えて保管しておかなければならない。しかしながら、利用休止した台数分の休止票を保管しておらず、その電話加入権の状況が不明なものがあった。

電話加入権の管理については、管理方法等の改善を行い、適正な事務処理をされたい。

(博多区高齢保健福祉課、西区福祉・介護保険課)

【講じた措置】

休止票の不明分については、NTTに調査依頼を行い、休止票の再発行を受けるなどにより、現在は適正に保管している。今後利用休止となった場合には、休止票を確実に収納し、福祉電話の貸与台数及び休止台数の的確な把握・管理に努めていくこととした。

【指摘事項】

ウ 国民健康保険料の還付事務について注意、適正な事務処理を求めるもの

(ア) 国民健康保険料の過誤納金について債権者から請求書を受領した場合は、債権者名や金額等の内容を確認したうえで、速やかに還付しなければならない。しかしながら、平成12年度及び同13年度の国民健康保険料の還付事務において、

債権者から還付金の請求書を受領していたにもかかわらず、事務処理を放置していたため、長期間経過して還付金が支払われているものがあった。

今後、国民健康保険料の還付事務については、福岡市会計規則等に基づき、速やかに事務処理をされるよう、十分注意されたい。

(中央区保険年金課，西区今宿出張所市民課)

- (イ) 国民健康保険料の過誤納金は、還付台帳により還付又は充当を行い、完了したときは処理済の電算入力を行わなければならない。また、還付台帳は、債権者からの請求がないもの、還付や充当の処理が完了したもの、消滅時効が完成したもののそれぞれについて、保管しておかななければならない。しかしながら、還付が完了したにもかかわらず処理済の電算入力を行っていないものや、還付台帳を保管していないものがあった。

国民健康保険料の還付事務については、事務処理の改善を図り、適正な事務処理をされたい。

(南区及び早良区の各保険年金課)

【講じた措置】

- (ア) 国民健康保険料の還付事務については、支払いを速やかに行うために還付金請求書の処理を毎週行うこととし、担当職員に対し周知徹底を図った。
- (イ) 国民健康保険料の還付が完了したものについては、確実に処理済の電算入力を行うとともに、還付台帳を適正に保管するよう担当職員に対し周知徹底を図った。

【東区役所】

【指摘事項】

- ア 賃貸借の契約事務及びその支出事務について適正な事務処理を求めるもの
事務事業の執行に必要な経費の支出に当たっては、地方自治法等に基づき、契約その他の手続を適正に行わなければならない。しかしながら、印刷機の賃貸借の契約事務及びその経費（印刷機専用消耗品類を除く）の支出事務において、賃貸借契約としての適正な契約を締結せず、文房具類を購入したものとしてその経費を支出していた。

賃貸借の契約事務及びその経費の支出事務については、適正な事務処理をされたい。

(総務課)

【講じた措置】

印刷機の契約について適正な賃貸借契約を締結し、その経費についても使用した枚数に応じ各所属が適正に支出するように改め、研修の中で所属職員に周知するとともに、各課に対し周知徹底を図った。

【指摘事項】

- イ 支出事務について適正な事務処理を求めるもの
支出事務に当たっては、法令又は予算の定めるところに従い支出の原因となるべき契約その他の行為をし、契約その他の行為については、地方自治法等に基づき適正に行わなければならない。また、福岡市会計規則の定めるところにより債務の確認を行う必要がある。しかしながら、アビスパ福岡支援事業として購入するJリーグ入場券に係る支出事務において、平成12年度に執行した事業に係る経費を、平成13年度で事業を執行したものとして、平成13年度の予算で支出していた。

今後、支出事務に当たっては、福岡市会計規則等に基づき適切に事務処理をされるよう、十分注意されたい。

(振興課)

【講じた措置】

今後は、福岡市会計規則等に基づき、適切に事務処理を行うよう担当職員を指導した。

【指摘事項】

ウ 印刷経費の経済的な執行について注意を求めるもの

印刷物の発注に当たっては、印刷内容について原稿に誤りはないか、又、校正においても誤字その他の誤りはないか等について確実に確認する必要がある。しかしながら、平成12年度に「リーフレット（東保健所健康ガイド）」の印刷を行っていたが、原稿内容の確認及び校正を確実に行わなかったことにより、掲載内容を誤って印刷したため、同13年度において同リーフレットを印刷し直していた。

今後、印刷物の作成に当たっては、原稿確認及び校正を確実にを行い、経費の経済的な執行に十分注意されたい。

(健康課)

【講じた措置】

印刷発注時の校正及び確認の重要性について所属職員に厳重に注意するとともに、今後は経費の経済的な執行に十分注意するよう所属職員を指導した。

【博多区役所】

【指摘事項】

ア 市税の過誤納金を資金前渡の方法により還付する場合の事務処理について改善を求めるもの

市税の過誤納金を還付する場合には、その歳入所属年度により、現年度の場合は歳入費目から、過年度の場合は歳出費目から還付しなければならない。また、税務事務処理要領において、還付金を現金で還付する場合は、各費目毎に必要な額を見積もり、あらかじめ資金前渡を受けることとなっている。しかしながら、平成13年度の市県民税の現年度分還付において、資金前渡を受けた額以上に還付の必要が生じたことにより、当該前渡金が不足したため、過年度分の前渡金から還付していたものがあった。

今後、過誤納金を資金前渡の方法により還付するに当たっては、関係法令等に基づく事務処理となるよう、関係局と協議されたい。

(納税課)

【講じた措置】

過誤納金を資金前渡により還付する事務処理については、関係局と協議を行ったが還付費目の一本化が困難だったため、今後は過年度分の前渡金から還付せず、正当費目から還付するよう所属職員に指導を行った。

【中央区役所】

【指摘事項】

ア 少額物品購入の契約事務の業者選定手続について注意を求めるもの

少額物品購入の契約事務については、原課で行っているところであるが、随意契約を行うときは、随意契約業者選定何により業者選定についての決裁を受け、決裁後、選定業者から見積書を徴することとなっている。しかしながら、平成12年度及び同13年度の少額物品購入の契約事務において、随意契約業者選定何、同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。

平成12年10月から物品購入の原課契約の上限額が引き上げられたことにも留意

し、今後、少額物品の購入契約に当たっては、業者の選定手続に遺漏がないよう注意されたい。

(まちづくり企画課)

【講じた措置】

今後は契約事務規則を遵守し、業者の選定手続きに遺漏がないよう担当職員を指導した。

【指摘事項】

イ 土地の評価について適正な事務処理を求めるもの

隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これらを合わせて評価する必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地を一画地として評価しなければならない。しかしながら、隣接した二筆の宅地に一個の併用住宅が所在している場合に、一画地としての評価を行っていないものがあった。

土地の評価に当たっては、地方税法等に基づき適正な事務処理をされたい。

(固定資産税課)

【講じた措置】

現地調査を行った結果、その利用状況からみて一体利用されていることから、地方税法に基づき二筆を一画地評価とした。

【南区役所】

【指摘事項】

ア 法人の市民税の更正・決定事務について適正な事務処理を求めるもの

法人税の更正・決定等による法人の市民税の更正・決定事務については、毎月、県税事務所から受領する法人税の更正・決定等の通知書と本市の最新の法人賦課マスターとで作成する課税標準突合相手なしリスト等によりその事務を行わなければならない。しかしながら、平成12年度及び同13年度の課税標準突合相手なしリストについて、一部必要な調査を遅延し、又は実施していなかったことにより、法人の市民税額の更正等を行っていないものがあった。

法人の市民税の更正・決定に当たっては、税務事務処理要領に基づき適正な事務処理をされたい。

(市民税課)

【講じた措置】

課税標準突合相手なしリストについては、速やかに現地調査等の必要な調査を行い、不申告法人への決定処分を行うなど、税務事務処理要領に基づく事務処理を行った。

(財政局法人課税課)

【城南区役所】

【指摘事項】

ア 市税の賦課事務について適正な事務処理を求めるもの

市税の賦課事務において、次のような事例が認められた。関係法令及び税務事務処理要領等に則り適正な事務処理をされたい。

(ア) 個人市県民税について、所得割の納税義務者が扶養控除の対象となる扶養親族を有する場合には、地方税法に定める金額を控除しなければならない。しかしながら、控除の対象となる扶養親族について、申告書の内容確認を十分に行わなかったため、控除をしていないものがあった。

(市民税課)

(イ) 土地の評価事務について、路線価を付設していなかったものや不整形地補正

を行っていないものがあった。

- a 路線価が付設された道路に接しない宅地であって、道路から分岐した行止まりの道路にだけ沿接する場合は、当該行止まりの道路について別途路線価を付設したうえで評価をする必要がある。しかしながら、市道から分岐した行止まりの道にだけ沿接する宅地について、当該行き止まりの道について、路線価を付設せずに市道の路線価で評価しているものがあった。
- b 正面と側方に路線がある画地の場合は、正面路線価以外に側方路線の影響があることから、側方路線影響加算率により補正する必要がある。また、不整形地については、その形状により画地の全部が十分利用できないという利用上の制約を受けるため、不整形地の形状による補正率で補正しなければならない。しかしながら、一筆の宅地において側方路線影響加算率の適用を誤り、また、不整形地補正を行っていないものがあった。

(固定資産税課)

【講じた措置】

- (7) 市県民税の扶養控除未処理については、扶養控除の変更等処理を行った。今後は十分な確認等を行い、適正な事務処理を行うよう担当職員を指導した。
- (イ) a 当該街路については、現地調査・字図等を精査した結果、路線価を付設し、税額の修正を行った。
- b 側方路線影響加算率及び不整形補正について、土地事務取扱要領に照らし修正を行った。

【早良区役所】

【指摘事項】

ア 契約の事務処理について注意を求めるもの

契約事務の予定価格の作成については、福岡市契約事務規則及び福岡市契約事務取扱規程等において定められ、随意契約にあってもこれが適用されているところである。しかしながら、原課で契約する委託契約事務において、関係規程等に定めるところの予定価格を作成せずに見積を行っていた。

今後、契約事務の予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則等に基づき事務処理を行うよう注意されたい。

(総務課)

【講じた措置】

契約事務の予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則等に基づき予定価格を作成するよう改め、職員へ指導した。

【西区役所】

【指摘事項】

ア 貨物自動車の借上契約について適正な事務処理を求めるもの

貨物自動車を借り上げる場合は、事前に契約を締結し、その契約内容に従って借上日の指示や借上料の支払をしなければならない。しかしながら、平成13年度の貨物自動車の借上について、契約を締結せずに借り上げを行い、借上料を支払っていなかった。

貨物自動車の借上契約については、福岡市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理をされたい。

(維持管理課)

【講じた措置】

福岡市契約事務規則に基づき貨物自動車の借上契約を締結し、支払いを行った。

(6) 福岡市選挙管理委員会事務局

【指摘事項】

ア 少額物品購入の契約事務の業者選定手続について注意を求めるもの

少額物品購入の契約事務については、原課で行っているところであるが、随意契約を行うときは、随意契約業者選定伺により業者選定についての決裁を受け、決裁後、選定業者から見積書を徴することとなっている。しかしながら、平成12年度及び同13年度の少額物品購入の契約事務において、随意契約業者選定伺、同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。

平成12年10月から物品購入の原課契約の上限額が引き上げられたことにも留意し、今後、少額物品の購入契約に当たっては、業者の選定手続に遺漏がないよう注意されたい。

(選挙課)

【講じた措置】

今後は、契約事務規則を遵守し、業者選定手続きに遺漏がないよう担当職員に対し指導を行った。

(工事監査)

(1) 農林水産局

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成11年度「玄界漁港修築工事」

(契約金額 2億8,898万1,000円)

防波堤修築に伴う消波ブロック製作の積算において、使用する生コンクリートの設計計上単価に誤りがあった。

今後は、「土木工事標準設計歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(漁港課)

【講じた措置】

設計計上単価については、「土木工事標準設計歩掛」に基づき適切な設計を行うよう、所属職員に対し周知徹底をした。

【指摘事項】

(イ) 平成11年度「玄界漁港漁業集落環境整備(処理施設)機械設備工事」

(契約金額 2億1,315万円)

排水処理施設からの臭気軽減のために脱臭装置を設置しているが、必要とされる脱臭能力の基本的仕様の明示が設計図書になされていなかった。

今後は、十分注意し適正な設計を図られたい。

(漁港課)

【講じた措置】

農業集落排水処理施設脱臭装置の設計については、「(社)日本農業集落排水協会換気設備設計指針」に基づき適正な設計を行うよう、所属職員に対し周知徹底した。

【指摘事項】

(ウ) 平成12年度「西区大字徳永蓮花寺溜池改良工事」

(契約金額 1,154万550円)

溜池内工事に伴う仮設道路撤去工の設計積算において、掘削積込作業に使用するバックホウの機種選定に誤りがあった。また掘削積込作業の一部において、同質土にもかかわらず土質区分の適用に相違があった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。
(農業施設維持課)

【講じた措置】

設計積算においては、設計内容を十分理解の上、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を行うとともに、厳密な精査を行うよう研修により所属職員に周知した。

【指摘事項】

(I) 平成12年度「東部市民リフレッシュ農園地盤整正工事」

(契約金額 6,556万950円)

- a コンクリート構造物取壊し作業の積算において、全箇所を人力施工で設計計上されていたが、現場状況から一部箇所については大型機械を使用した工法を採用すべきであった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適切な工法選定を図られたい。

- b L型擁壁に設ける天端調整コンクリート工の設計積算において、単管足場が計上されていたが、作業工程の調整により足場を必要としない施工となっていた。

今後は、作業工程の十分な検討とともに、適切な設計積算をされたい。

(農業振興課)

【講じた措置】

- a コンクリート構造物の取壊しの施工方法については、「土木工事設計標準歩掛」を遵守のうえ、経済性を考慮して工法選定を行うよう周知徹底を図るため、所属職員に対して研修を行った。

- b 足場の施工方法については、作業工程を十分検討し、「土木工事設計標準歩掛」を遵守のうえ、適切な設計積算を行う旨、所属職員に周知徹底を図るため研修を行った。

イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成11年度「油山牧場災害復旧工事」

(契約金額 2,845万5,050円)

自由処分とした建設発生土の残土処理において、適正処理の確認に必要な処分地の、監督員又は現場代理人による立ち会い状況写真が撮影添付されていなかった。

今後は、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(農業振興課)

【講じた措置】

建設発生土の残土処理については、「土木工事施工管理基準」を遵守のうえ、監督員又は現場代理人による立会状況写真に添付もれがないよう、請負者への指導を徹底する旨、所属職員に対し研修を行った。

【指摘事項】

(イ) 平成11年度「小規模増殖場造成工事（唐泊地区）」

（契約金額 6,825万円）

本件増殖場造成工事の石材運搬船による割石投入において、投入指示として潜水土船が設計計上されているが、投入指示の作業内容を確認するために必要な、潜水作業状況写真が撮影添付されていなかった。

今後は、工事中の施工管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

（水産振興課）

【講じた措置】

工事の施工管理については、請負者が工事の作業状況写真の撮影を失念しないよう、施工計画提出時及び施工直前に請負者と工事写真内容の確認の徹底を行う旨、所属職員に研修を行った。

【指摘事項】

(ウ) 平成11年度「青果市場冷蔵庫棟改良建築工事」

（契約金額 2,373万円）

「労働安全衛生規則」では、高さが2 m以上の箇所で行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため作業床を設けなければならないが、天井のウレタンパネル取付作業において、これを設けず作業を行っていた。

今後は、工事中の安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

（青果市場、市場建設課関連）

【講じた措置】

工事における労働者の安全確保については、研修を行い、所属職員に関係法令を熟知させるとともに、工事請負者に対する指導の徹底を促した。

【指摘事項】

(I) 平成11年度「柏原地区污水管布設工事その16」

（契約金額 2,251万3,050円）

撤去した既設污水管及び電線管等産業廃棄物について、適正な処理を確認するために必要な積込・運搬・処分状況写真が撮影添付されていなかった。

今後は、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう、請負者へ指導の徹底を図られたい。

（農業振興課、下水道局東部建設課関連）

【講じた措置】

産業廃棄物の積込・運搬・処理状況写真の撮影添付については、「土木工事施工管理基準」を遵守し、漏れがないよう請負者への指導の徹底を行う旨、所属職員に研修を行った。

【指摘事項】

(オ) 平成12年度「博多区東光寺地内宮園井堰復旧工事」

（契約金額 976万5,000円）

本件工事の棧橋設置工において、棧橋製作を工場加工にて作製がなされているが、出来形管理の確認に必要な、加工工場における製作過程状況写真が全て撮影添付されていなかった。

今後は、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう、請負者へ指導の徹底を図られたい。

（農業施設維持課）

【講じた措置】

適正な写真管理及び出来形管理を行うため、請負者へ「土木工事施工管理基準」の遵守について指導を徹底するよう、所属職員に研修を行った。

【指摘事項】

(カ) 平成13年度「漁港漁場機能高度化魚礁設置工事（玄界島地区）」

（契約金額 1,995万円）

「労働安全衛生規則」では、高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全帯を使用させることとなっているが、魚礁の仮付け作業中及び脱枠中、出来形写真撮影中において、これを使用せず作業がおこなわれていた。

今後は、作業中の安全管理について規則を遵守するよう、請負者へ十分な指導の徹底を図りたい。

（水産振興課）

【講じた措置】

工事の作業中の安全管理については、「労働安全衛生規則」を遵守するよう、請負者への指導を徹底する旨、所属職員に研修を行った。

ウ 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

【指摘事項】

(ア) 平成11年度「小田地区農業集落排水処理施設建築工事」

（契約金額 4,242万円）

a 建築基準法第18条によると、工事に着手する前にその計画を建築主事に通知しなければならないが、受付がなされていなかった。

今後は、早急な対応処理を図りたい。

b 「建築工事積算基準・同解説」による単価の決定において、コンクリート打設費の一部及び屋根のパーライトモルタルの単価を、誤った工事費単価で積算していた。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図りたい。

（漁港課，建築局施設建設課関連）

【講じた措置】

a 建築基準確認の必要な工事については、今後関係各法令に基づき適切な申請・手続を行うよう所属職員に対し指導を行った。

b 建築工事における設計単価の決定については、「建築工事積算基準・同解説」に基づき適切な設計を行うよう所属職員に対し指導を行った。

【指摘事項】

(イ) 平成11年度「小田地区管路施設工事（12工区）」

（契約金額 1億3,107万6,750円）

a 「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」では、地下水等の水質の監視が規定されているが、本件工事の薬液注入工において、水質監視に必要な経費が、設計計上されていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算を図りたい。

b 「建設廃材の再利用に関する基準」では、再生材の積極的な使用を推進しているが、本件管路埋設に伴う舗装復旧工において、加熱アスファルト混合物が新材で施工されていた。

今後は、基準を遵守し、請負者へ指導の徹底と適切な施工管理を図られたい。

(漁港課)

【講じた措置】

- a 管路施設工事において薬液注入工法を採用する場合の設計積算については、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づき適切な設計を図るよう、所属職員に対し指導を行った。
- b 舗装復旧工においては、「建設廃材の再利用に関する基準」に基づいた再生材の積極的な使用について、請負者への指導の徹底と適切な施工管理を図るよう、所属職員に対し指導を行った。

【指摘事項】

(ウ) 平成11年度「東区石坂池改良工事」

(契約金額 4,095万円)

既設フェンスを撤去した建設工事廃材産業廃棄物の、適正な処理を確認するために必要な積込・運搬・処分状況写真が撮影添付されていなかった。また処理費の設計計上もなされていなかった。

今後は、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(農業施設維持課)

【講じた措置】

建設工事廃材産業廃棄物処理については、適切な施工管理を行うため、請負者へ「土木工事施工管理基準」の遵守について指導の徹底を行う旨、所属職員に研修を行った。また、適正な設計積算、精査を厳密に行うよう所属職員を指導した。

【指摘事項】

(I) 平成12年度「平成12年度西の堤池管理委託」

(契約金額 534万5,550円)

本件管理委託の清掃ゴミ搬出業務について、「公園緑地管理委託設計単価表」に基づく従事人員の設計計上がなされていたが、業務実施における作業人員の構成は、積算とは異なったものとなっていた。

今後は、作業実態に適応した適正な積算並びに業務管理について検討されたい。

(農業施設維持課)

【講じた措置】

当該委託の清掃ゴミ搬出業務の積算については、清掃規模、作業時間、ゴミ量の実績や委託業者等の聞き取り調査を行い、「公園緑地管理委託設計単価表」等と比較、検討し、現在の積算方法で妥当であると判断した。また、設計内容に基づいた人員での作業が確認できるような施工計画書、報告書及び写真を提出する旨、請負者を指導するよう所属職員への研修により周知を行った。

【指摘事項】

(オ) 平成12年度「旧食肉市場解体工事」

(契約金額 3億9,165万円)

- a 「労働安全衛生規則」では、高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため作業床を設けなければならないが、病畜と室の蛍光管及び照明器具の撤去作業において、これを設けず作業を行

っていた。

今後は、工事中の安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

- b 「建築工事標準単価表」の解体工事単価表では、タイル、モルタル等の内装仕上げは、躯体解体単価に含まれているが、モルタルの数量を控除せずに積算されていた。又、鉄筋切断費を加算することとなっているが加算せずに積算されていた。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図られたい。

(市場課, 市場建設課)

【講じた措置】

- a 工事中の安全管理については、所属職員に対し研修を行い、関係法令を熟知させるとともに、工事請負者に対する指導の徹底を促した。
- b 解体工事等の設計については、「建築工事積算基準」の研修を行い、適正な設計積算を行うよう指導した。